

あさひ生活応援サービス

利用のしおり

(2025年4月1日版)



社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会

目 次

○ あさひ生活応援サービス事業とは	P 1
○ 利用のしくみ（イメージ図）	P 1
1 利用できるかた	P 2
2 利用時間など	P 2
3 援助内容（例）	P 2
4 援助できないこと	P 4
5 利用料	P 5
6 利用のキャンセル	P 5
7 援助のながれ	P 6
8 事故時の対応	P 7
9 禁止事項	P 7



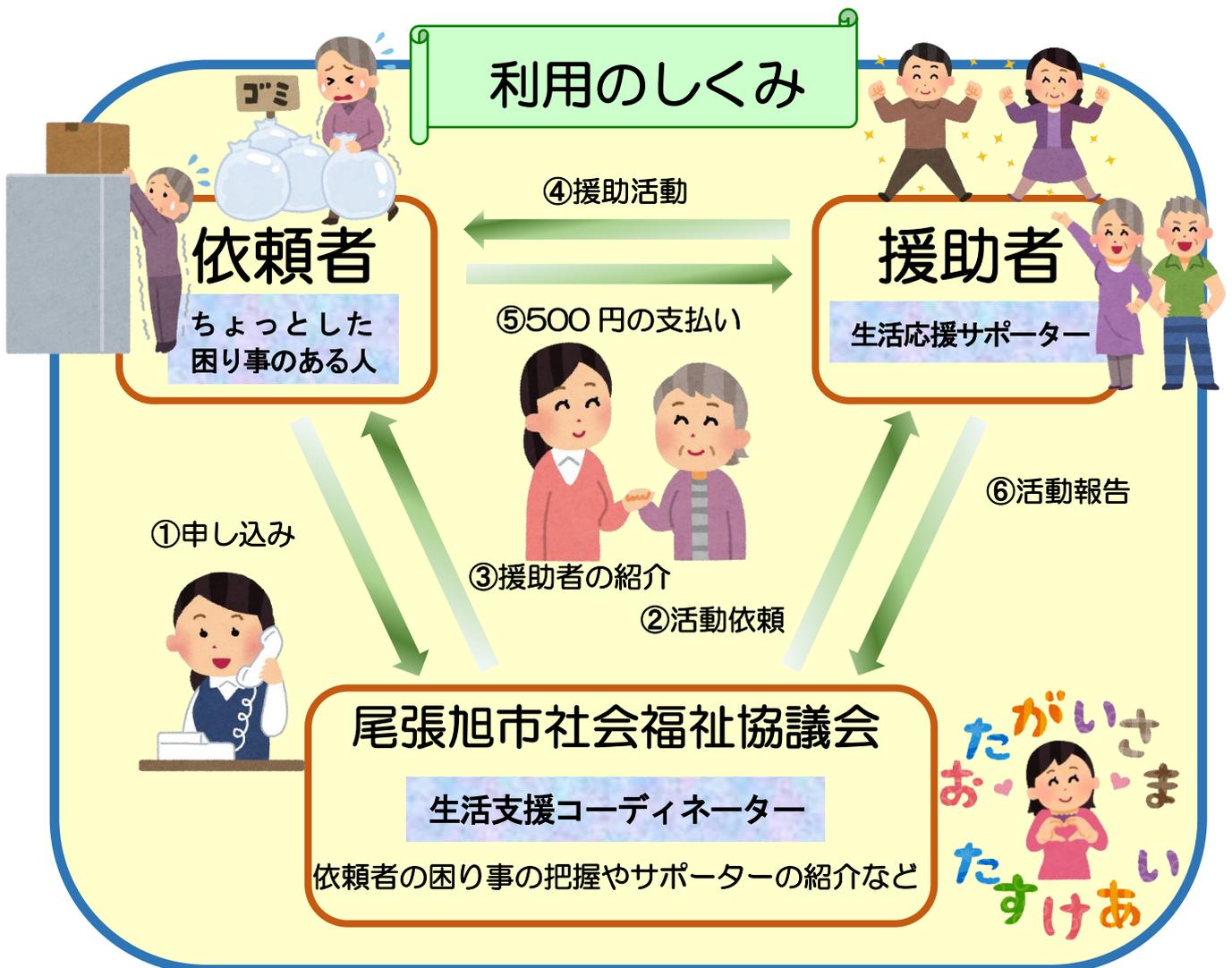
○ あさひ生活応援サービス事業とは……

ご高齢のかたが、住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、日常生活上のちょっとした困りごとを解決することを目的とした、互助の精神を基調とする住民参加型の非営利の生活支援活動です。

援助をお願いしたい高齢者（ご依頼者）と援助活動をしたい人（生活応援サポーター）が、お互いに助け合います。

この事業の原動力は、「思いやり」や「お互いさま」の心です。多くのかたの支え合いで、“人にやさしい地域づくり”を展開します。

○ 利用のしくみ（イメージ）



1 利用できるかた



尾張旭市内にお住いの概ね65歳以上であって、日常生活上で何らかの援助を必要とするかたです。

【ご注意】

公的サービス（介護保険、障害福祉サービス制度など）を受けられる場合は、そちらを優先します。

2 利用時間など

- (1) 午前8時30分から午後5時までの間です。なお、原則、土・日曜日、祝・休日は利用できません。
- (2) 1回あたりの利用時間は、60分までです。

【お願い】

生活応援サポーターとの調整が必要です。希望の日時に援助できない場合がありますので、ご了承ください。

3 援助内容（例）



- (1) 家事援助
 - ② 軽微な修繕など（電球交換など）
 - ② 日常的な住居などの清掃・整理整頓

【ご注意】

例えば、年末などに行う大掃除やご依頼者本人以外の居室、トイレや浴室の清掃は、原則、お受けできません。

- ③ 衣類などの洗濯、日干し、取込み及び整理
- ④ 生活必需品の買い物

【ご注意】

買い物代行による金銭の受け渡しを除き、貴重品及び金銭は、必ずご自分で管理してください。

- ⑤ ゴミ出し
- ⑥ 日常的な家周りの手入れ



【ご注意】

例えば、庭木の剪定やブロック塀の修繕などの手入れはお受けできません。

また、草取りなどについての依頼は、援助期間中（4月～6月、10月～12月、3月）に1回までとします。

(2) 外出援助

- ① 散歩、買い物、公共機関などへの付添い

【ご注意】

原則、通院の付添いはできません。

【お願い】

徒歩、タクシー、公共交通機関（バスや電車など）で移動する場合があります。

また、生活応援サポーターに掛かる交通費などは、ご依頼者のご負担となります。

(3) 見守り援助

- ① 話し相手
- ② 訪問による安否確認



4 援助できないこと



(1) 生活応援サポーターの車への同乗

生活応援サポーターの車に同乗して、外出することはできません。

(2) 調理

衛生上の問題などにより、調理はできません。

(3) 専門的な技術を要すること

- ① いわゆるホームヘルパーが行う身体介護（食事介助、入浴介助、移動介助、衣服の着脱など）
- ② 理美容、理髪
- ③ 電気工事
- ④ マッサージ……など

(4) 重大な責任が伴うこと

- ① 金融機関などにおける預貯金の引き出しや現金の預け入れ
- ② 処方箋薬の受取り
- ④ 運転免許証や健康保険被保険者証、介護保険被保険者証などの重要な書類の受け渡し

(5) サポーターに危険が生じること

重い家具や大型家具の異なる階への移動など、サポーターが怪我をしてしまう恐れのあることはできません。

(6) ご依頼者の自立を阻害すること

5 利用料

1回あたり500円（現金）です。

- ① 60分未満の活動であっても、500円です。
- ② 複数のサポーターが対応する場合は、1人につき500円をお支払いください。



6 利用のキャンセル

- (1) ご依頼者が不在のときには援助できないので、ご注意ください。
- (2) 暴風雨や降雪などの場合は、止むを得ずキャンセルする場合がありますので、ご了承ください。
- (3) ご依頼者の都合により、事前にキャンセルをされる場合には、前日までに生活支援コーディネーターへご連絡ください。なお、サポーター訪問後のキャンセルについては、利用料をいただく場合があります。
- (4) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。



7 援助のながれ



① ご依頼者からの問い合わせ



必要最小限度の情報として、氏名、住所、電話番号、生年月日をお伺いします。

② 訪問調査



生活支援コーディネーターがご自宅等へ訪問のうえ、事業の説明、身体状況や生活環境などの聴き取りを行います。調査の結果によっては、援助できないと判断する場合があります。

③ 利用申込み



事前に、社会福祉協議会へ利用申請書を提出してください。調整に時間がかかる場合がございますので、お早めに申込みください。

④ 援助調整



生活支援コーディネーターが、ご依頼者と生活応援サポーターをつなぐ仲介役となります。

⑤ 援助活動



初回の援助活動時には、生活支援コーディネーターが同行し、顔合わせと援助内容の確認を行います。

⑥ 援助終了後

援助活動後、生活応援サポーターへ500円（現金）をお支払いし、領収書をお受け取りください。援助終了後、次回の援助を希望する場合は、生活支援コーディネーターまでお知らせください。

8 事故時の対応



活動中に何らかの事故が発生した場合には、必ず生活支援コーディネーターへご連絡ください。

【電話 0561-55-7071】

9 禁止事項



- (1) 生活応援サポーターとの間で、金品の貸し借りや売買、贈答、返礼などの行為はお控えください。
- (2) 政治や宗教などに関することへの勧誘はしないでください。



〔関連機関の連絡先一覧〕

- 尾張旭市健康福祉部長寿課

〔電話〕 0561-76-8138

- 尾張旭市地域包括支援センター

〔電話〕 0561-55-0654

- 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（代表）

〔電話〕 0561-54-4540

【問い合わせ先】

尾張旭市生活支援コーディネーター

ナワナイ

〔電話〕 0561-55-7071

『縄緋い（なわない）』

複数の糸により合わせて、強固な一本の縄に仕立て上げる作業です。

多くのかたの力を合わせて、この地域の生活支援体制の充実を目指します。